

建設工事従事者の安全及び健康の確保に 関する岐阜県計画(素案)

岐阜県県土整備部
平成 年 月

目次

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題	1
1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	3
2. 一人親方等への対応の必要性	3
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	4
 第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	5
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	7
2. 設計、施工等の各段階における措置	7
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	8
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	8
 第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、岐阜県が総合的かつ計画的に講ずべき施策	9
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	11
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	11
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	11
2. 責任体制の明確化	11
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施	12
(1) 建設業者間の連携の促進	12
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	12
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	12
4. 建設工事の現場の安全性の点検等	13
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自 主的な取組みの促進	13
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資 するとともに省力化・生産性向上にも配意した工法や資機材等の普及促進	13
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	13
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	13
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの 促進	14

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項	15
1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	17
(1) 社会保険等の加入の徹底	17
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	17
(3) 「働き方改革」の推進	17
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	18
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	18
(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化	18
3. 計画の推進体制	18
(1) 関係者における連携、協力体制の強化	18
(2) 調査・情報発信の充実	19
4. 施策の推進状況の点検と計画の見直し	19

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する
現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

本県の建設業における労働災害の発生状況は、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、昭和 48 年に 1,981 人の死傷者（うち死亡者 42 人）であったものが、平成 29 年には 233 人（うち死亡者 6 人）まで減少している（全国における平成 29 年の死傷者は 15,129 人（うち死亡者は 323 人）[参考]）。

しかしながら、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）を含めた建設工事従事者全体では、墜落・転落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、直近 5 カ年では年間平均で 8 人の尊い命が失われている。このことを重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて官民が連携して一層の実効性のある取組みを推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組みを促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

平成 27 年 4 月に施行した岐阜県公契約条例（以下、「公契約条例」という。）の基本理念においても、公契約が県民生活の水準の維持・向上に重要な意義を有することから、事業者等の経営の安定により、適正な労働条件の確保等の労働環境の整備等の取組みが促進されるよう、県及び事業者がそれぞれの役割を果たすことを旨とし契約締結する義務を規定している。

2. 一人親方等への対応の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成 29 年には全国において 103 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死者として把握されており、岐阜県内でも少なくとも 2 名が該当している。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、未だ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、中長期的に担い手の確保を進めていくことが急務である。

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する 施策についての基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、その適切な支払い等について、国の施策に合せ迅速かつ適切に対応する。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

こうしたことから、まずは公契約条例に基づく適切な契約を推進するとともに、公契約を契機に建設業界全般における適切な契約の浸透に繋げるものとする。

2. 設計、施工等の各段階における処置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件への配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、下請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減するほか、災害防止において有効な安

全点検のための点検者の能力向上等、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

近年では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることによって、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組みを促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組みを促進していくこと等が重要であるが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、適切な社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られること等が必要である。

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、
県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。このため、県は公契約条例に基づき安全衛生経費や福利厚生費等の適切な経費を積算した請負代金で契約を行うとともに、請負業者に対しても同経費を明記した適切な下請契約を指導するものとする。

なお、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、現在、国において検討されている安全衛生経費の実態調査を踏まえた施策に従い、安全衛生経費について適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、必要な施策を実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、査察指導等を通じ法令遵守の徹底を図る。

（2）建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、査察指導等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置等に関して、法令遵守の徹底を図る。特に元請人と下請負人との契約においては、公契約条例を踏まえ、労務費その他の経費の内容を明らかにした見積りを基に、両者の対等な立場における合意に基づいた公正な契

約の締結を促進する。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、建設業者を対象とした研修、事故事例の提供などにより安全衛生管理能力の向上を図る。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病的防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理が徹底されるよう査察指導等を通じて周知する。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、国による一人親方等の災害の分析情報等を収集し、発注者、一人親方等に仕事を注文する建設業者のみならず関係団体と連携し一人親方等も対象とした研修で活用する。

また、国による一人親方等の災害の分析情報等を建設業者に提供し、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する社内研修等の充実が図られるよう支援する。

(3) 特別加入制度の加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、特別加入するよう関係団体と連携し建設業者及び一人親方等を対象とした研修等で周知・指導を行うとともに、元請負人等を通じて一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を図る。

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組みの促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例を提供するとともに、リスクアセスメントの実施や安全性の点検等に関する建設業者の自主的な研修会、講習会等の取組みを工事の成績評定で評価することにより促進する。

また、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組みを一層活発にするため、建設業者を対象に点検・パトロールを行う者の能力向上に資する研修を開催する。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の普及促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した設計に向け、関係団体が連携して情報交換する。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させる i-Construction を推進するとともに、生産性向上にも配意した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配意した安全対策の周知徹底や熱中症対策など作業環境の改善を図る。

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害

の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組みの促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組みを促進する必要がある。このため、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事について工事成績評定で評価する他、長年無事故等で従事した者を優秀建設現場従事者として表彰すること等を通じて、関係者の意識を高め、もって安全衛生水準をさらに高めていくとともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上にも繋げる。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者の現場環境改善や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組みを促進する。

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を
総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成 24 年度より建設業許可更新時に加入の確認及び指導を始め、その後公共工事における未加入業者の排除等の対策、社会保険加入業者（届出義務のない者を除く）に限定した県の入札参加資格者名簿への登載を行う他、県工事受注者への社会保険制度案内資料の配布等、継続的に官民挙げて総合的な対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、引き続き、公契約条例等に基づき法定福利費を内訳明示した見積書による下請け契約を促し、法定福利費の適切な確保について指導するとともに、適正な社会保険等の加入について「岐阜県建設業社会保険加入推進地域会議」等を通じて周知徹底する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようになるため、建設キャリアアップシステムが活用されるよう周知に努める。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、平成 30 年 6 月に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」、その他の国の各種計画や施策を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、建設業における働き方改革を進める。

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多い。平成29年には、屋根・梁等、足場、建築物・構築物等からの墜落・転落災害により、県内では4人の労働者及び少なくとも2人の一人親方等が死亡している状況にある。過去の墜落・転落災害をみると、大多数の災害に労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の違反が認められる状況にある。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、関係団体及び関係機関等と連携し、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、関係団体と連携し、建設業者や一人親方等に対して研修会等で周知啓発を図る。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた国の調査・検討に関する情報を収集し、関係団体と連携して墜落・転落防止対策に関する発注者、建設業者及び一人親方等を対象とした研修等で活用する。併せて、この情報を建設業者に情報提供し社内研修等の充実が図られるよう支援する。

3. 計画の推進体制

(1) 関係者における連携、協力体制の強化

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、厚生労働省岐阜県労働局、国土交通省中部地方整備局、岐阜県、建設業者団体等による「岐阜県建設工事従事者安全健康確保推進会議」や「ぎふ建設人材育成・確保連携協議会」、「岐阜県建築担い手育成協議会」の場等を通じ連携を図りつつ、施策の企画立案・調整を行うとともに、併せて集中的な広報、合同パトロールの実施等を行う。

(2) 調査・情報発信の充実

県発注工事において発生した現場内事故に関して、県事故調査委員会において事故原因の調査を行い再発防止対策の検討を行うとともに、関係機関と情報共有を図り、広く対策について周知する。

4. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、国の基本計画の変更や国の関係施策等の状況を踏まえ、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。